



国土交通省 「公共工事の更なる品質向上を目指して」

- 記者発表資料 -

平成24年 9月11日
四国地方整備局

平成24年度 「第1回四国地方整備局総合評価委員会」を開催

「四国地方整備局総合評価委員会」は、四国地方整備局が総合評価方式による工事の発注、及び総合評価方式、プロポーザル方式による建設コンサルタント業務等の発注を行うに当たり、技術提案の審査又は評価が中立かつ公正に行われるよう、学識経験者より意見聴取するために設置したものです。

平成24年9月4日に開催した平成24年度第1回四国地方整備局総合評価委員会において、平成24年10月以降の総合評価方式の見直し等に関するご意見を聴取し、実施方針策定の参考としました。

【報告事項について】

- ・ 公共調達の品質向上のためには、現地状況を適切に把握するとともに発注者の指示、適切な協議、さらには有効な実施体制の確立が重要である。
- ・ 価格競争の激化による、落札率の低下は企業の育成及び品質確保の側面に対してどのような影響があるのか。建設企業はインフラ整備や地域防災の面でも重要な存在である。今後、企業が適正な価格で受注出来るよう、引き続き、入札率等の各種データ分析や多様な検討に努められたい。

【審議事項について】

- ・ 二極化による施工能力評価型で施工計画を求める方式による影響について、落札率、受注業者の推移及び工事成績等のデータ整理、分析を引き続き行い、継続した検討をすることが必要である。
- ・ 技術提案は、本来「品質の確保」が目的であったが、「品質向上」を提案として求めることにより、オーバースペックにも繋がりかねない。「品質の確保」、「品質向上」の持つ意味を明確にして、過度な提案の抑制に繋がるよう検討に努められたい。
- ・ 四国の地域性を踏まえ、評価項目として追加される「災害時の復旧支援体制」のように、将来への備えとなる項目は重要である。将来への備えとなるような様々な項目について、引き続き検討に努められたい。

【渡邊委員長まとめ】

- ・ 品質の確保、受注業者の利益の確保、施策の実効性の確保といった問題をどのように改善していくかが重要であると改めて感じた。このことを踏まえると、現在の総合評価方式における除算方式ではこのような課題が確保出来ないのでないか？公共調達における適正な利益及び品質の確保のためには加算方式の有効性についても今後議論していく必要性があると思う。

【総合評価委員会の概要】

1. 日時：平成24年9月4日（火） 14:00～16:00
2. 場所：高松サンポート合同庁舎 13階会議室
3. 出席委員：渡邊 法美委員長、木原 茂委員、中野公雄委員、中野 晋委員、氏家 勲委員、松島 学委員、高塚 創委員
4. 議事次第・・・別紙 - 1
5. 議事概要・・・別紙 - 2

<問い合わせ先> 国土交通省 四国地方整備局 企画部

技術開発調整官	木村 正己	TEL : (087)851-8061(内線3120)
技術管理課長	石田 和敏	(内線3311)
技術管理課長補佐	門田 隆志	(内線3314)
品質確保室長（港湾空港関係）	石井 讓治	(内線6413)

日時：平成24年9月4日（火）14:00～16:00

場所：高松サンボート合同庁舎13F1306,07会議室

平成24年度
第1回 四国地方整備局総合評価委員会

議事次第

1. 開会

2. 報告事項

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1) 四国地方整備局総合評価委員会委員の交代について | 資料 - 1 |
| 2) 総合評価落札方式（工事）による入札状況等について | 資料 - 2 |
| 3) 設計成果の品質向上に向けた取り組みについて | 資料 - 3 |

3. 審議事項

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| 1) 平成24年度10月期総合評価落札方式の見直し方針（案）について | 資料 - 4 |
| 2) 平成24年度10月期実施方針（案）について | 資料 - 5 |

4. 閉会

平成24年度 第1回四国地方整備局総合評価委員会 開催結果の概要

日時：平成24年9月4日（火） 14：00～16：00
 場所：高松サンポート合同庁舎 13階会議室

出席委員 渡邊 法美委員長、木原 茂委員、中野公雄委員、中野 晋委員、
 氏家 黙委員、松島 学委員、高塚 創委員（9名中7名出席）

報告事項

- 1) 四国地方整備局総合評価委員会委員の交代について
- 2) 総合評価落札方式（工事）による入札状況等について
- 3) 設計成果の品質向上に向けた取り組みについて

審議事項

- 1) 平成24年度10月期総合評価落札方式の見直し方針（案）について
- 2) 平成24年度10月期実施方針（案）について

主な意見の概要

平成24年10月以降の総合評価方式の見直し等に関するご意見を聴取し、実施方針策定の参考としました。頂いた意見は以下の通りである。

【報告事項について】

- ・ 公共調達の品質向上のためには、現地状況を適切に把握するとともに発注者の指示、適切な協議、さらには有効な実施体制の確立が重要である。
- ・ 価格競争の激化による、落札率の低下は企業の育成及び品質確保の側面に対してどのような影響があるのか。建設企業はインフラ整備や地域防災の面でも重要な存在である。今後、企業が適正な価格で受注出来るよう、引き続き、入札率等の各種データ分析や多様な検討に努められたい。

【審議事項について】

- ・ 二極化による施工能力評価型で施工計画を求める方式による影響について、落札率、受注業者の推移及び工事成績等のデータ整理、分析を引き続き行い、継続した検討をすることが必要である。
- ・ 技術提案は、本来「品質の確保」が目的であったが、「品質向上」を提案として求めることにより、オーバースペックにも繋がりかねない。「品質の確保」、「品質向上」の持つ意味を明確にして、過度な提案の抑制に繋がるよう検討に努められたい。
- ・ 四国の地域性を踏まえ、評価項目として追加される「災害時の復旧支援体制」のように、将来への備えとなる項目は重要である。将来への備えとなるような様々な項目について、引き続き検討に努められたい。

【渡邊委員長まとめ】

- ・ 品質の確保、受注業者の利益の確保、施策の実効性の確保といった問題をどのように改善していくかが重要であると改めて感じた。このことを踏まえると、現在の総合評価方式における除算方式ではこのような課題が確保出来ないのでないか？公共調達における適正な利益及び品質の確保のためには加算方式の有効性についても今後議論していく必要性があると思う。

四国地方整備局における総合評価方式の実施方針

四国地方整備局においては、公共工事の品質確保の促進を図るため、総合評価方式をより積極的かつ効果的に活用する観点から、総合評価方式の実施方針を以下のように定める。

第1 総合評価方式の適用

(1) 総合評価方式とは

総合評価方式とは、「価格」と「価格以外の要素（技術力）」を総合的に評価し落札者を決定する方式である。「価格以外の要素（技術力）」の評価結果を数値化した技術評価点数（標準点 + 加算点）を企業の入札価格（予定価格以下であること）で除して算出された数値（= 評価値）が最も高い業者を落札者とするものである。

技術評価点数：標準点 + 加算点

標準点 : 要求要件を満足する技術資料に対して100点の標準点を与える。

加算点 : 技術資料に対し評価基準に基づき評価した加算点を与える。

また、いわゆるダンピング受注については、これまでに 対策を講じてきたところであるが、低価格入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価す

る新たな総合評価方式として、「施工体制確認型総合評価方式(以下「施工体制確認型」という。)」を試行する。施工体制確認型における技術評価点数は以下のとおりとする。

技術評価点数：標準点 + 加算点 + 施工体制評価点

施工体制評価点とは、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を評価基準に基づき評価し与えるものである。

さらに、技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担が増大していることに鑑み、競争性を維持しながら契約の相手方をより合理的・効率的に選定できるよう、広く競争参加者を募った上で、第一段階の競争における評価点が上位の3～10者程度に、最終的な落札者を決めるための入札書及び技術提案等を求める「段階選抜方式」を試行することができるものとする。

(2) 総合評価方式の適用

総合評価方式は、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とする。

また、低価格入札の発生状況を踏まえて、施工体制確認型を積極的に適用するものとする。

(3) 総合評価方式の方式

総合評価方式の適用に当たっては、工事の技術的な特性に応じて次に掲げるいずれかの方式を選択する。

1) 技術提案評価型

技術提案評価型（A型）

技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構

造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める場合で、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

また、適用する全ての工事において段階選抜方式を試行することとする。

技術提案評価型（S型）

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事において、競争参加者に施工上の工夫等の技術提案を求め、品質の向上、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

また、適用する工事の内容・規模により、段階選抜方式を試行できることとする。

2) 施工能力評価型

施工能力評価型（一型）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める施工計画を確認し、同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格を総合的に評価するもの。

また、適用する工事の内容・規模により、段階選抜方式を試行できることとする。

施工能力評価型（二型）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格を総合的に評価するもの。

[別紙 図 - 1 参照]

第2 総合評価方式の加算点及び施工体制評価点の評価要素

(1) 加算点の評価要素

総合評価方式の加算点の算定は、「技術提案の評価」、「技術者の評価」及び「企業の評価」の3つの評価要素より行うものとする。

1) 技術提案の評価

競争参加者から技術提案を求め、工事毎にあらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の評価を行うものとする。なお、技術提案の内容が適正でない場合は競争参加を認めない。また、一定水準以下の技術提案の場合も競争参加を認めないとする事が出来るものとする。

内容が適正でない技術提案とは、

- ・提案内容に対する根拠が明らかでない技術提案
- ・他の施設管理者等と新たな協議を必要とし、協議しても実現の可能性の低い技術提案
- ・現地の気象、地形、地質等の条件が考慮されていない技術提案
- ・労働安全衛生規則等の法律、規則に抵触する技術提案
- ・技術提案を実施することで品質の低下が懸念される技術提案

等を言う。

一定水準以下の技術提案とは、

- ・品質等の向上効果が、一定水準以上あると認められない技術提案等を言う。(求める水準は工事内容に応じて設定する事が出来るものとする。)

2) 技術者の評価

競争参加者から配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予

定技術者の経験等の評価を行うものとする。

3) 企業の評価

競争参加者から企業の同種・類似工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種・類似工事の施工実績等の評価を行うものとする。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成るものとする。

(2) 評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、別紙 表-1～6 の評価項目等により行うものとする。

(3) 施工体制確認型の適用及び施工体制評価点の評価要素

施工体制確認型は原則、全ての工事に適用するものとし、施工体制評価点の算定は「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。(別紙 表-7)

第3 評価要素の評価点から加算点への換算

(1) 加算点への換算

競争参加者の技術提案に対する加算点は、総合評価の方式に対応し該当する評価要素(技術提案の評価、技術者の評価、企業の評価)の評価点の総和(=合計評価点)を基に、これを総合評価の方式及び工事規模により該当する「加算点幅」に換算したものを持って加算点とするものとする。

なお、この換算に当たっては、同一工事の競争参加者の間で、最も高い合計評価点の競争参加者に加算点幅の満点を、また、最も低い合計評価点の競争参加者に0点を与え、その間の競争参加者の加

算点は按分し算定する事も出来るものとする。

(2) 方式毎の評価要素と適用加算点

1) 技術提案評価型

技術提案評価型（A型）

評価要素としては技術提案の評価のみとし、適用加算点は工事の技術的特性を踏まえ、70点までの範囲で適宜設定するものとする。

技術提案評価型（S型）

「政府調達に関する協定」適用工事の場合

評価要素としては技術提案の評価のみとし、適用加算点は60～70点までの範囲で適宜設定するものとする。

「政府調達に関する協定」適用外工事の場合

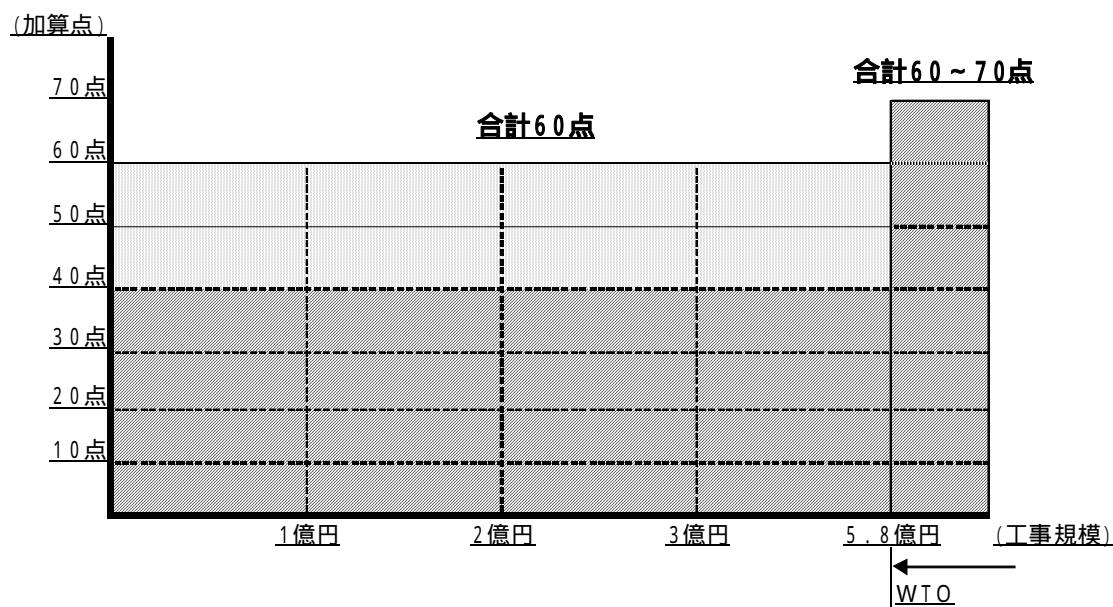
評価要素としては、技術提案の評価、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、適用加算点は、技術提案の評価点に対応する部分は20～40点、その他の部分は20～30点、合計50～60点の範囲で適宜設定するものとする。

国の建設工事の調達においては、H.4.1～H.3.31の間は億円以上が対象となる。

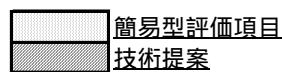
技術提案評価型(S型)【技術提案2テーマ】



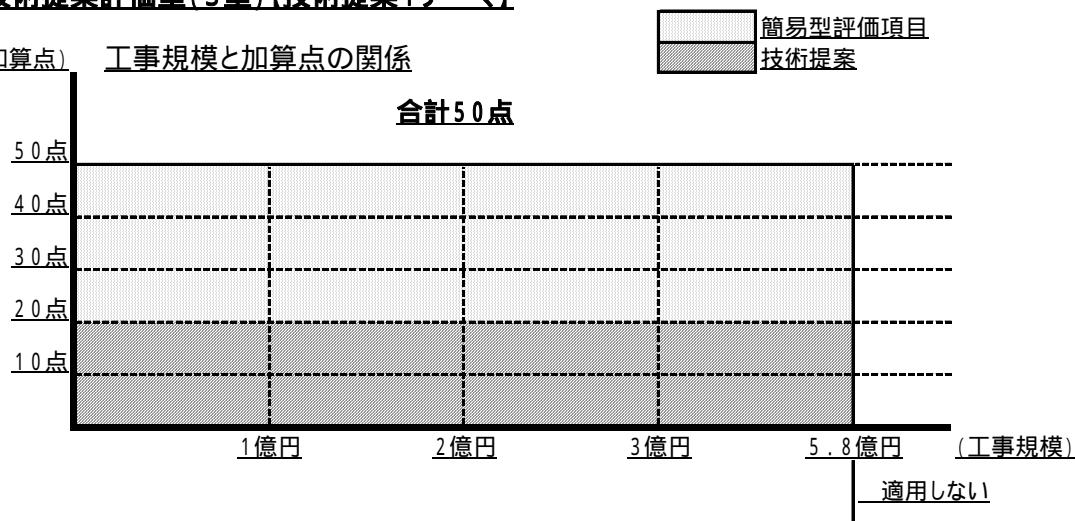
工事規模と加算点の関係



技術提案評価型(S型)【技術提案1テーマ】



工事規模と加算点の関係



2) 施工能力評価型

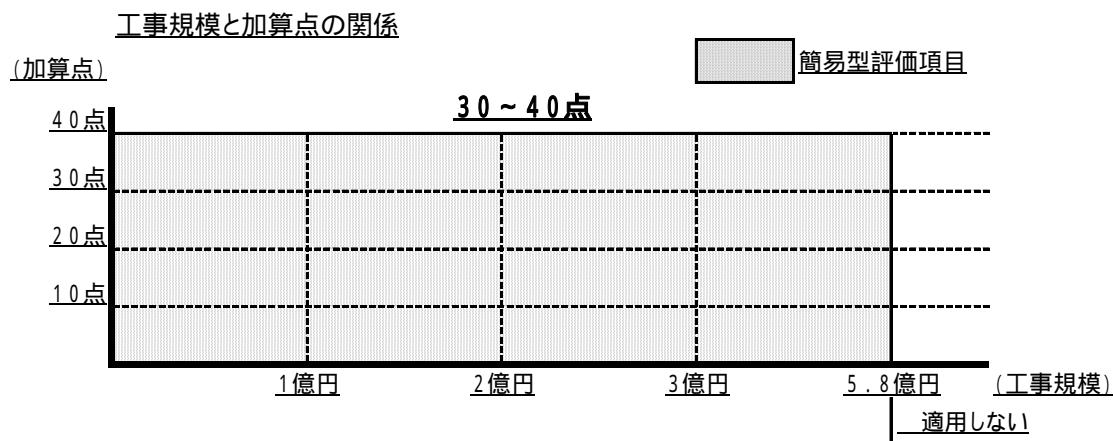
施工能力評価型(　型)

評価要素としては、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、加算点幅は下図のとおりとし、30～40点までの範囲で適宜設定するものとする。なお、　型における施工計画は可・不可の二段階で判断し点数化はしないものとする。また、施工計画が不可の場合に

は競争参加資格を認めないこととする。

なお、本方式は、「政府調達に関する協定」適用工事には適用しない。

施工能力評価型



3) 施工体制確認型における適用加算点

施工体制確認型を適用する場合の加算点は、技術提案評価型で 10 ~ 70 点まで、施工能力評価型で 10 ~ 50 点までの範囲内で工事内容に応じて適切に定めること ができる。

通達　：国地契第 72 号「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(H18.12.8)

第 4 落札者の決定方法

「技術提案評価型」、「施工能力評価型」のいずれの総合評価方式においても、総合評価方式による落札者の決定は、以下の方法による。

(1) 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、下記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価値

入札価格が予定価格以下であること。

の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \text{ (単位: 億円)} \\ &= (100 \text{ 点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

標準点：要求要件を満足する技術資料を提出した者に
100点の標準点を与える。

加算点：技術資料に対し評価基準に基づき評価された加算
点を与える。

施工体制確認型においては、の要件を満たす入札を行った者
に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格} \text{ (単位: 億円)} \\ &= (100 \text{ 点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

標準点：要求要件を満足する技術資料を提出した者に
100点の標準点を与える。

加算点：技術資料に対し評価基準に基づき評価された加算
点を与える。

施工体制評価点：品質確保のための体制その他の施工体制の確
保状況を評価基準に基づき評価された施工体
制評価点を与える。

(3) 評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは
以下のとおりとする。評価値の計算において入札価格の単位は億円
とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数位4位（5位切
り捨て）とする。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{ 点 (標準点)} \div \text{予定価格} \text{ (単位: 億円)}$$

(4) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引 かせて落札者を決定する。

第5 総合評価の履行の担保について

(1) 履行の担保

落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、次に掲げる何れかを選択する。

1) 工事施工中に技術提案の履行が確認できる場合

工事の一時中止（提案の履行が確認できるまで施工を中止する。ただし、これに伴う工期延期は行わない。）

2) 工事が完了しなければ技術提案の履行が確認できない場合

工事成績の減点措置、違約金の徴収とする。

工事成績の減点措置

$$\text{工事成績減点値} = ((A - B) / A) \times (\text{該当項目の加算点 / 加算点合計}) \times 10 \text{ 点}$$

A : 入札時の技術提案の評価（加算点）

B : 施工後の実施に対する評価（加算点）

工事成績減点値は少数以下四捨五入した値とする。

工事成績評定の「法令遵守項目」として1ヶ月未満の指名停止相当の減点を適用

違約金の徴収

$$\text{違約金} = C - C * ((D + E + G) / (D + F + G))$$

C : 当初入札金額

D : 標準点 = 100点

E : 施工後の実施値における加算点合計

F : 当初入札時に記載した技術提案による加算点合計

G : 施工体制評価点

第6 低価格入札であって、落札を決定された者が契約しなかった場合の反映

低価格入札であって、落札を決定された者（予定された者含む。以下同じ。）が契約しなかった場合は、別紙 表-1～6 の評価項目のうち「事故及び不誠実な行為等」で評価点を最大30点減点するものとする。

この措置は低価格入札での落札を決定された者が建設共同企業体の場合は、その構成員へ同様の評価を適用するものとし、低価格入札での落札を決定された者が単体企業の場合は、単体企業が構成員となる建設共同企業体へ同様の評価を適用するものとする。

第7 入札及び契約の過程に関する苦情処理等について

入札及び契約の過程に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「四国地方整備局入札監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に処理する。

また、各競争参加者から提出された技術提案のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知に関する問い合わせに対応するための窓口を設置する。

附 則

（施行期日）

本実施方針は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

（施行期日）

本実施方針は、平成18年11月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

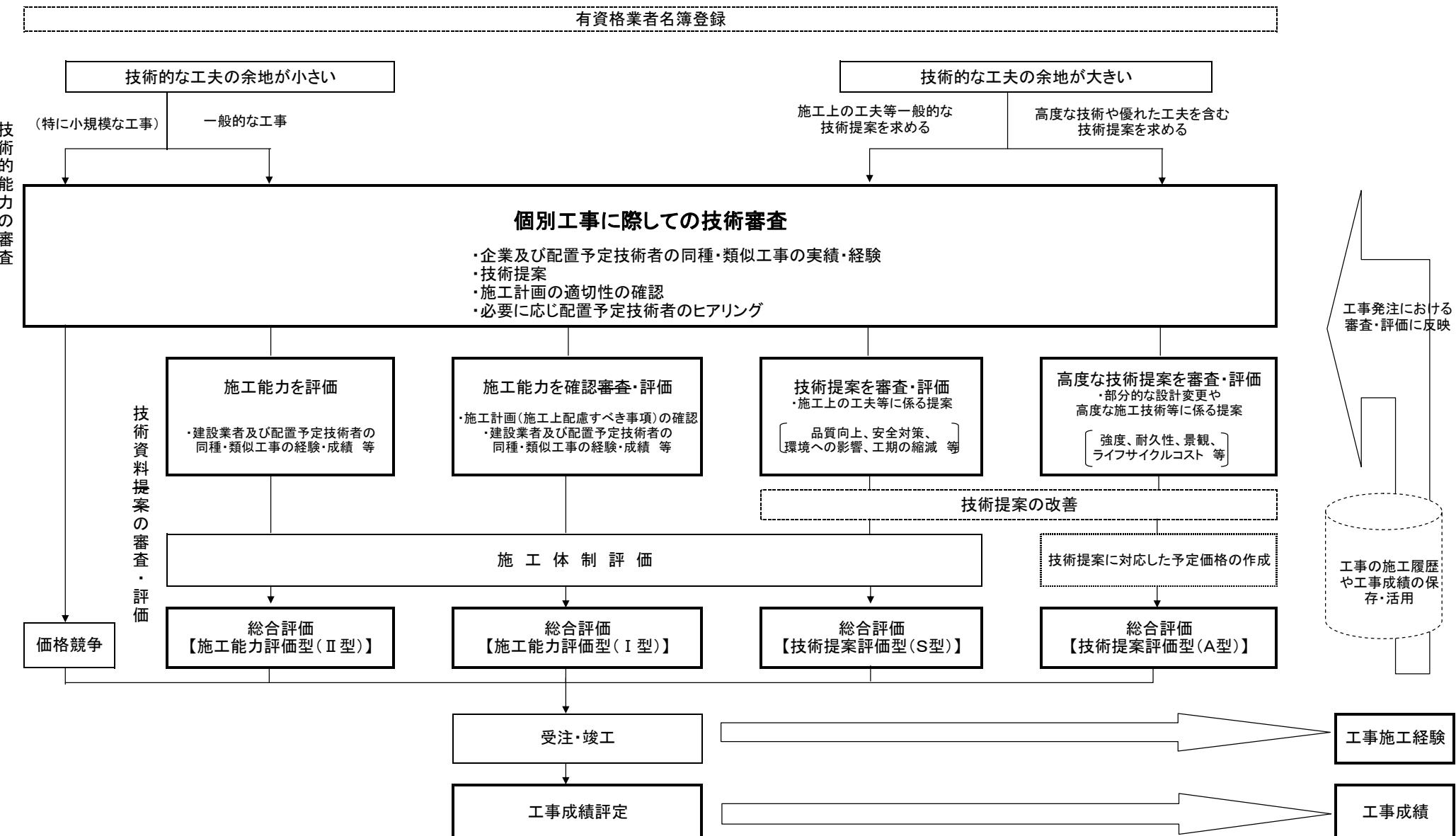
本実施方針は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成24年10月1日より施行する。

図-1



※技術提案評価型(A I型)は調査段階(予備設計前)、技術提案評価型(A II型)は予備設計段階(詳細設計前)に適用を検討すること。

技術提案評価型(A I型):通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合に、施工方法に加え工事目的物そのものに係る提案を求める工事に適用。

技術提案評価型(A II型):有力な構造・工法が複数有り、技術提案で最適案を選定する場合に適用。

表－1 四国地方整備局における「技術提案評価型(A型)WTO」評価項目及び評価点(案)【平成24年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	加算点 (評価点)	備 考
総合評価	技術提案評価 （VE）	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	評価項目を以下の方で加算点を算出。(ガイドライン参照) ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は50点満点とし、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を70点以内で設定する。
		性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎	
		環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎	
		合 計		50	
段階選抜	簡易評価項目	施工上の課題への対応	指定した施工上の課題への対応の的確性	◎	評価項目を以下の方で評価点を算出。 ・判定方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、評価点は30点満点とする。
		材料の品質の確認・管理方法	材料の品質の確認方法、管理方法の適切性	◎	
		合 計		30	
		評価の視点	評価項目	評価対象項目	評価点
ヒアリング	企業評価	配置予定技術者の能力	同種・類似の施工経験①	◎	5
			同種・類似の施工経験②	◎	5
			同種・類似の施工経験③	◎	5
		小 計		15	
		企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	15
		小 計		15	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。
		合 計		30	
加算点合計(満点)				50~70	

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

*VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

表－2 四国地方整備局における「技術提案評価型(A型)非WTO」評価項目及び評価点(案)【平成24年度版】

評価の視点			評価項目	評価対象項目	加算点 (評価点)	備 考
総合評価 技術提案評価 Eに提出する評価提案(※)△	総合的なコスト 性能・強度等 環境の維持等	総合的なコストの低減に関する技術提案 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案 社会的要請への対応に関する技術提案	◎	—	50	評価項目を以下の方法で加算点を算出。(ガイドライン参照) ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は50点満点とし、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を70点以内で設定する。
		合 計				
		施工上の課題への対応 材料の品質の確認・管理方法	◎		—	評価項目を以下の方法で評価点を算出。 ・判定方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、評価点は20点満点とする。
		合 計				
評価の視点			評価項目	評価対象項目	評価点	備 考
段階選抜 簡易評価項目 企業評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育) 同種・類似の施工経験 工事成績 優良工事技術者表彰	◎	5 10 30 5	50	
		合 計				
		同種・類似の施工実績 工事成績 工事に係る表彰	◎	10 30 5	45	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。 港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工種) 営繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)
		企業の施工実績				
簡易評価項目 企業評価 その他企業評価	地域精通度 (災害支援、社会性)	地理的条件(近隣実績) 災害支援に係る表彰等 事故及び不誠実な行為等	◎	10 10 0 ～ 30	-30 ～ 20	災害支援に係る表彰を評価及び災害等により出動した実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県知事及び市町村長の表彰状、感謝状を対象。また、災害等により出動した実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。評価対象期間は、過去3年度。 安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。
		合 計			-30 ～ 65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。
	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価 災害時の復旧支援体制	△	5 5	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象。 四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はブルドーザ、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。
		地理的条件(営業拠点) 地理的条件(島内製作工場の有無)	△	5 5	5	
		AS舗装、海上作業船団施工体制	△	10	5	鋼橋上部工、水門・檻門ゲート設備工、PC上部工(工場製作枠のある工事に限る)に適用
	情報化施工技術の活用 登録基幹技能者活用	情報化施工技術の活用	△	5	5	マシンコントロール技術(モータグレーダ)及びTSによる出来形管理技術による情報化施工を活用する工事に適用
		登録基幹技能者活用	△	5	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用
	合 計				0～20	
	合 計				-30 ～ 135	

リヒ ンア グ	配置予定技術者の技術提案に対する理解度	◎	—	ヒアリングは、技術提案の内容を確認するために実施するもので、評価は行わない。
加算点合計(満点)		50～70		

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表一3 四国地方整備局における「技術提案評価型(S型)WTO」評価項目及び評価点(案)【平成24年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	加算点	備考
技術提案評価 に値する 提案 （※VE）	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	－	評価項目を以下 の方法で加算点を算出。(ガイドライン参照) ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、60～70点満点とし、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を70点以内で設定する。
	性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎		
	環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎		
合 計				60～70	
ヒアリング	配置予定技術者の技術提案に対する理解度		△	×1.0 ×0.5 ×0.0	技術提案の加算点に左記係数を乗じる。
加算点合計(満点)				60～70	

個 ◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

表－4 四国地方整備局における「技術提案評価型(S型)非WTO」評価項目及び評価点(案)【平成24年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	加算点	備考
技術提案評価 （※）	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	—	評価項目を以下の方で加算点を算出。(ガイドライン参照) ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式
	性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎		○価格換算できない複数项目的場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は20～40点満点、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を70点以内で設定する。
	環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎		
	合 計			20～40	
評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備考
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5	
		同種・類似の施工経験	◎	10	
		工事成績	◎	30	港湾空港部以外(平成16年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事(當緒部発注工事を除く)に係る工事成績)、港湾空港部に限る(平成14年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)又は四国四県発注の工事(當緒部発注工事を除く)に係る工事成績)
		優良工事技術者表彰	◎	5	評価対象期間は、過去4年度。
	合 計			50	
	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	10	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。
		工事成績	◎	30	港湾空港部、當緒部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工種) 當緒部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)
		工事に係る表彰	◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価は、局長、事務所長等、四県知事及び四県土木(県土整備)部長の表彰を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。
		小計		45	
企業評価	地域精通度 (災害支援、社会性)	地理的条件(近隣実績)	◎	10	
		災害支援に係る表彰等	◎	10	災害支援に係る表彰を評価及び災害等により出動した実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県知事及び市町村長の表彰状、感謝状を対象。また、災害等により出動した実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。評価対象期間は、過去3年度。
		事故及び不誠実な行為等	◎	0～30	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建設法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。
		小計		-30～20	
	合 計			-30～65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。
	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象。
		災害時の復旧支援体制	△	5	四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はブルドーザー、バックホウ、クローラロード、ハイールロード、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。
		地理的条件(営業拠点)	△	5	
		地理的条件(島内製作工場の有無)	△	5	鋼橋上部工、水門・擋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作枠のある工事に限る)に適用
	地理的条件	AS舗装、海上作業船団施工体制	△	10	AS舗装、海上作業船団工事に適用
		情報化施工技術の活用	△	5	マシンコントロール技術(モータグレーダ)及びTSによる出来形管理技術による情報化施工を活用する工事に適用
		登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用
	合 計			0～20	
	合 計			-30～135	評価点の総和(=合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点(満点20～30点)」に換算し、加算点を算定する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。
ヒアリング	配置予定技術者の監理能力		△	×1.0 ×0.5 ×0.0	同種・類似施工経験の評価点に左記係数を乗じる。
	配置予定技術者の技術提案に対する理解度			×1.0 ×0.5 ×0.0	技術提案の加算点に左記係数を乗じる。
加算点合計(満点)				50～60	

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表－5 四国地方整備局における「施工能力評価型(Ⅰ型)」評価項目及び評価点(案) 【平成24年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価	備考
施工計画評価	施工計画	施工上配慮すべき事項の適切性	現場条件に応じ、施工上配慮すべき事項について、具体的に1項目設定。	可・不可	不可の場合は競争参加資格を認めない。
合計				—	
評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備考
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5	
		同種・類似の施工経験	◎	10	
		工事成績	◎	30	港湾空港部以外(平成16年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事(當緒部発注工事を除く)に係る工事成績)。港湾空港部に限る(平成14年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)又は四国四県発注の工事(當緒部発注工事を除く)に係る工事成績)
		優良工事技術者表彰	◎	5	評価対象期間は、過去4年度。
	合計			50	
簡易評価項目	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	10	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。
		工事成績	◎	30	港湾空港部、當緒部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工種) 當緒部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)
		工事に係る表彰	◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価は、局長、事務所長等、四県知事及び四県土木(県土整備)部長の表彰を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。
		小計		45	
	地域精通度(災害支援、社会性)	地理的条件(近隣実績)	◎	10	
		災害支援に係る表彰等	◎	10	災害支援に係る表彰を評価及び災害等により出動した実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県知事及び市町村長の表彰状、感謝状を対象。また、災害等により出動した実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。評価対象期間は、過去3年度。
		事故及び不誠実な行為等	◎	0～30	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建設法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。
		小計		-30～20	
	合計			-30～65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。
企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象。
		災害時の復旧支援体制	△	5	四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はブルドーザー、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。
	地理的条件	地理的条件(営業拠点)	△	5	
		地理的条件(島内製作工場の有無)	△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作析のある工事に限る)に適用
		AS舗装、海上作業船団施工体制	△	10	AS舗装、海上作業船団工事に適用
	情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用	△	5	マシンコントロール技術(モータグレーダ)及びTSによる出来形管理技術による情報化施工を活用する工事に適用
	登録基幹技能者の活用	登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用
	合計			0～20	
	合計			-30～135	評価点の総和(=合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点(満点30～40点)」に換算する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。
ヒアリング	配置予定技術者の監理能力	△	×1.0 ×0.5 ×0.0	同種・類似施工経験の評価点に左記係数を乗じる。	
	配置予定技術者の施工計画に対する理解度		可・不可	不可の場合は競争参加資格を認めない。	
加算点合計(満点)			30～40		

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表－6 四国地方整備局における「施工能力評価型(Ⅱ型)」評価項目及び評価点(案) 【平成24年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備考
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5	
		同種・類似の施工経験	◎	10	
		工事成績	◎	30	港湾空港部以外(平成16年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事(營繕部発注工事を除く)に係る工事成績)。港湾空港部に限る(平成14年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)又は四国四県発注の工事(營繕部発注工事を除く)に係る工事成績)
		優良工事技術者表彰	◎	5	評価対象期間は、過去4年度。
	合 計			50	
簡易評価項目 企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	10	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。
		工事成績	◎	30	港湾空港部、營繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工種) 營繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)
		工事に係る表彰	◎	5	
		小計		45	
	地域精通度 (災害支援、社会性)	地理的条件(近隣実績)	◎	10	
		災害支援に係る表彰等	◎	10	災害支援に係る表彰を評価及び災害等により出動した実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県知事及び市町村長の表彰状、感謝状を対象。また、災害等により出動した実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。評価対象期間は、過去3年度。
		事故及び不誠実な行為等	◎	0 ~ -30	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(賄賂、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。
		小計		-30 ~ 20	
	合 計			-30 ~ 65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。
その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象。
		災害時の復旧支援体制	△	5	四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はブルドーザ、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。
	地理的条件	地理的条件(営業拠点)	△	5	
		地理的条件(島内製作工場の有無)	△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作析のある工事に限る)に適用
		AS舗装、海上作業船団施工体制	△	10	AS舗装、海上作業船団工事に適用
	情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用	△	5	マシンコントロール技術(モータグレーダ)及びTSによる出来形管理技術による情報化施工を活用する工事に適用
		登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用
	合 計			0~20	
	合 計			-30 ~ 135	評価点の総和(=合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点(満点30~40点)」に換算する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。
加算点合計(満点)				30~40	

◎:原則必須項目とする　△:評価してもよい項目

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表一7

四国地方整備局における「施工体制確認型総合評価方式」の評価項目及び評価点 【平成24年度版】

評価の視点	評価対象項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階評価を基本とする。
施工体制確保の確実性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階評価を基本とする。
合計		30	

◎:必須項目とする

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて、加算点(技術提案、企業評価、技術者評価)を減ずるものとする。

$$\text{施工体制評価後の加算点(最終)} = \text{開札時の加算点(仮)} \times (\text{施工体制評価点} \div 30\text{点})$$

四国地方整備局における H24年度10月期総合評価方式の実施方針について

- 本資料での評価方法・評価表は一般的な例であるため、各工事への競争参加申請については各工事の入札説明書にて確認下さい。

判定結果表は、発注部局、事務所の契約担当課等において閲覧できます。

また、四国地方整備局HPにて公表しています。

平成24年9月

四国地方整備局 企画部

四国地方整備局のH24年度10月期総合評価方式の実施方針改定概要

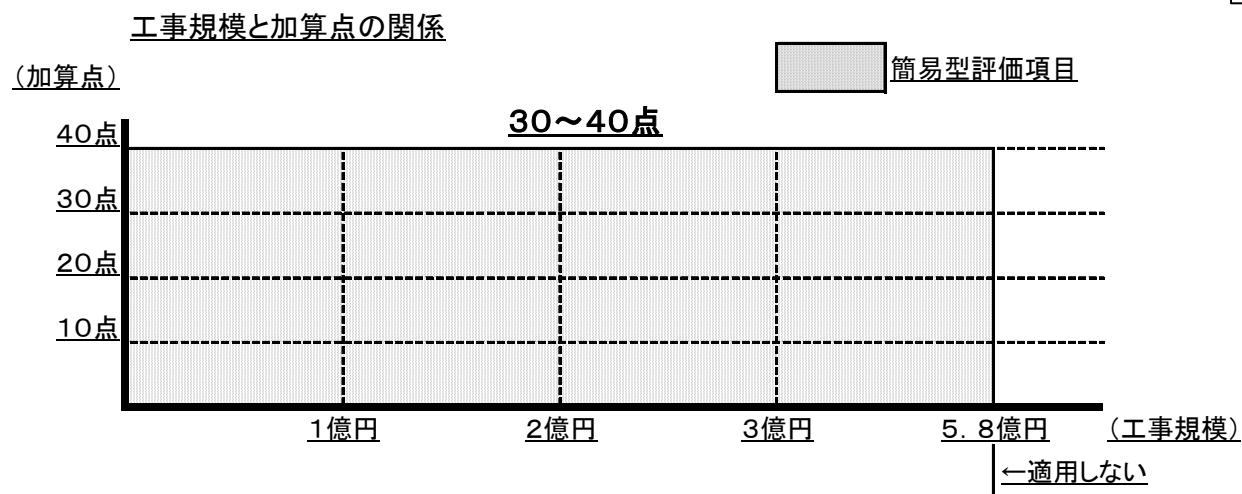
～より質の高い公共調達を目指して 良い仕事をした者が報われる仕組みづくり～ (H24.10.1より適用)

- ◆施工能力評価型は、加算点合計を原則30点に設定。
(設定割合は加算点換算で、技術者、企業評価で30点。)

【施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)】

加算点は原則30点

※簡易な施工計画は求めない(Ⅱ型)、
若しくは点数化しない(Ⅰ型)



加算点
30~40点

総合評価方式における加算点、施工体制評価点の判定結果表

【施工能力評価型(Ⅰ型)】

■網掛け部分は H24.10～改定

※本様式はH24年度10月期の予定

H24.10～

(ヒアリングは、段階選抜を実施する場合に実施する。)

施工計画		総合評価 段階選抜(競争参加者を5～10者程度に絞り込む場合に適用。)															施工体制評価点									
		技術者評価				基本企業評価					その他企業評価															
施工計画評価	施工計画の記載が適切	配置予定技術者評価			施工実績等評価		地域精通度・地域貢献度・社会性			災害時等の対応		地理的条件評価		情報化施工技術活用	登録基幹技能者活用	評価点合計 ①+②=③	小計 ②	小計 ②	A 加算点(少数位1桁(2位四捨五入)) ③に対する相対評価換算 有無	B 施工体制評価点の獲得割合を乗じた最終加算点(少数位1桁(2位四捨五入)) A*C/30	C 品質確保の実効性					
		C	P	D	同種・類似工事の施工経験	工事成績	優良技術者表彰	小計 ①	実績・類似工事の施工	工事成績	工事に係る表彰	近隣地域での施工実績	災害支援に係る表彰等	行為等及び不誠実な評価	評価点合計 ①+②=③	小計 ②	小計 ②	小計 ②	小計 ②	施工体制評価点合計 (B+C)						
可	不可	5	10	30	5	50	()	10	30	5	10	10	-30	65	5	5	5	5	40	105	155	満点30点に換算	15	15	30	
()	欠格()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()					

※下段()書きは、段階選抜を試行する場合に実施するヒアリングにおいて、施工計画の適切性及び配置予定技術者の監理者能力に係数を乗じた点数。

※その他企業評価の評価項目は工種等により適切に設定する。

ヒアリング(段階選抜を試行する場合に実施)		
ヒアリングにおいて、配置予定技術者の監理能力及び施工計画の適切性を確認するために適用。		
監理能力		x 1.0 x 0.5 x 0.0
十分な監理能力が確認できる。		一定の監理能力が確認できる。
配置予定技術者の同種工事実績評価点に乘じる。		
施工計画		可 不可
不可の場合、提出施工計画の評価に関わらず欠格とする。		

同種・類似工事の施工実績	
平成9年度以降の同種工事の施工実績	
より同種性の高い工事(※1)の実績	10点
同種性が認められる工事(※2)の実績	0点

- ※1 : 実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事
- ※2 : 実績要件と同様の同種性が認められる工事

その他企業評価	
災害時の復旧支援体制(※4)	
四国建設業BCP等審査会の認定証有り又は災害用手持ち重機(※3)有り(※5)	5点
上記以外	0点

- ※3 : 対象重機はブルドーザー、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーン。
- ※4 : 対象工事は維持修繕工事。
- ※5 : 特定自主検査記録等の検査記録又は機械売買契約書で確認。

総合評価方式における加算点、施工体制評価点の判定結果表

【施工能力評価型(Ⅱ型)】 ■網掛け部分は H24.10～改定

※本様式はH24年度10月期の予定

H24.10～

総合評価																		施工体制評価点					
技術者評価				企業評価														A	B	C			
				基本企業評価						その他企業評価													
配置予定技術者評価				施工実績等評価		地域精通度・地域貢献度・社会性		災害時等の対応		地理的条件評価		情報化施工技術活用		登録基幹技能者活用		評価点合計	小計	小計	施工体制評価点の獲得割合を乗じた最終加算点(少数位1桁(2位四捨五入))	品質確保の実効性			
C	P	D	同種・類似工事の施工経験	同種・類似工事の施工	施工成績	工事に係る表彰	近隣地域での施工実績	災害支援に係る表彰等	行為等に対する不誠実な評価	評価	災害時の復旧支援体制	地域内での拠点	鋼橋等製作工場の体制	A体舗装・海上作業船団施	情報化施工技術の活用	登録基幹技能者の活用							
小計	①	小計	②	小計	③	小計	④	小計	⑤	小計	⑥	小計	⑦	小計	⑧	小計	⑨	小計	⑩	施工体制評価点合計			
5	10	30	5	50	10	30	5	10	10	-30	65	5	5	5	5	5	40	105	155	満点30点に換算	15	15	30

※その他企業評価の評価項目は工種等により適切に設定する。

同種・類似工事の施工実績	
平成9年度以降の同種工事の施工実績	
より同種性の高い工事(※1)の実績	10点
同種性が認められる工事(※2)の実績	0点

※1：実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事。

※2：実績要件と同様の同種性が認められる工事。

その他企業評価	
災害時の復旧支援体制(※4)	
四国建設業BCP等審査会の認定証有り又は災害用手持ち重機(※3)有り(※5)	5点
上記以外	0点

※3：対象重機はブルドーザー、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーン。

※4：対象工事は維持修繕工事。

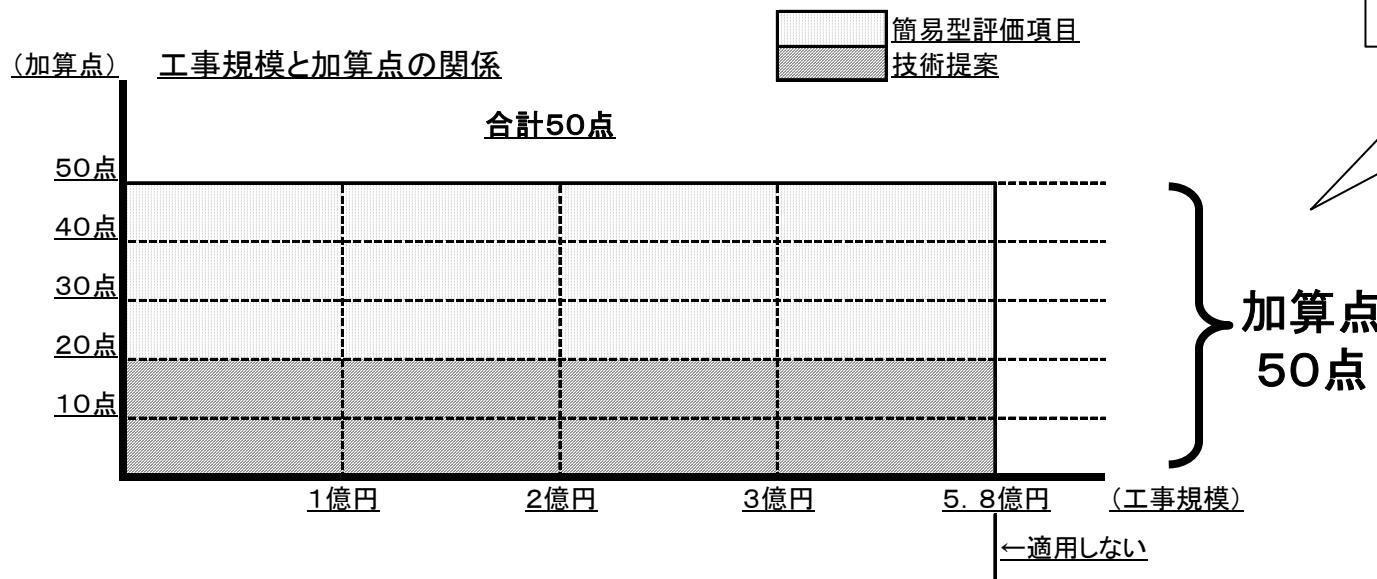
※5：特定自主検査記録等の検査記録又は機械売買契約書で確認。

四国地方整備局のH24年度総合評価方式の実施方針改定概要

～より質の高い公共調達を目指して 良い仕事をした者が報われる仕組みづくり～ (H24.10.1より適用)

- ◆技術提案評価型(S型・1テーマ)は、加算点合計を50点に設定。
技術提案の評価で20点、技術者、企業評価で30点。

【技術提案評価型(S型・1テーマ)】



加算点は50点
技術提案は1テーマのみ。提案数は最大5提案を標準とする。

総合評価方式における加算点、施工体制評価点の判定結果表

【技術提案評価型(S型) 非WTO、技術提案1テーマ】 ■網掛け部分は H24.10～改定

H24.10~

(ヒアリングは、配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する。)※本様式はH24年度10月期の予定

技術提案		総合評価 段階選抜(競争参加者を5~10者程度に絞り込む必要がある場合に適用。)															施工体制評価点								
VEに値する提案	技術提案	技術者評価・企業評価 判定結果															D 施工体制評価点の得割合を乗じた最終加算点(少數位1桁(2位四捨五入))	E 施工体制評価点合計							
		技術者評価				企業評価																			
		配置予定技術者評価				基本企業評価																			
提案 ①	A 加算点	施工実績等評価				地域精通度・地域貢献度・社会性			小計	災害時等の対応		地理的条件評価			情報化施工技術活用	登録基幹技能者活用	評価点合計 ①+②+③	C 加算点合計 (A+B)	D 施工体制評価点の得割合を乗じた最終加算点(少數位1桁(2位四捨五入)) C*E/30						
		C 同種・類似工事の施工	P 経験・成績	D 工事成績	優良技術者表彰	施工実績等評価				近隣地域での施工実績	災害支援に係る表彰等	行為等及び不誠実な評価	災害時の事業継続力の評価	災害時の復旧支援体制	地域内での拠点	鋼橋等製作工場の体制	A S 施工体制・海上作業船	情報化施工技術の活用	登録基幹技能者の活用						
20 ()	20 ()	5 ()	10 ()	30 ()	5 ()	50 ()	10 ()	30 ()	5 ()	10 ()	10 ()	-30 ()	65 ()	5 ()	5 ()	5 ()	5 ()	40 ()	105 ()	155 ()	満点30点に換算 C*E/30		15 ()	15 ()	30 ()

※下段()書きは、ヒアリング実施後、監理者
能力・理解度の係数を乗じた点数。

※その他企業評価の評価項目は
工種等により適切に設定する。

ヒアリング			
配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に適用。			
監理能力	×1.0	×0.5	×0.0
	十分な監理能力が確認できる。	一定の監理能力が確認できる。	左記以外。
技術提案に対する理解度	配置予定技術者の同種工事実績評価点に乗じる。		
	×1.0	×0.5	×0.0
技術提案に対する理解度	提案を十分に理解している。	提案を理解している。	左記以外。
	技術提案の加算点に乗じる。		

同種・類似工事の施工実績	
平成9年度以降の同種工事の施工実績	
より同種性の高い工事(※1)の実績	10点
同種性が認められる工事(※2)の実績	0点

その他企業評価	
災害時の復旧支援体制(※4)	
四国建設業BCP等審査会の認定証有り 又は災害用手持ち重機(※3)有り(※5)	5点
上記以外	0点

※1 : 実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事

※2 : 実績要件と同様の同種性が認められる工事

※3 : 対象重機はブルドーザー、バックホウ、
クローラローダ、ホイールローダ、
トラッククレーン、クローラクレーン。

※4 : 対象工事は維持修繕工事。

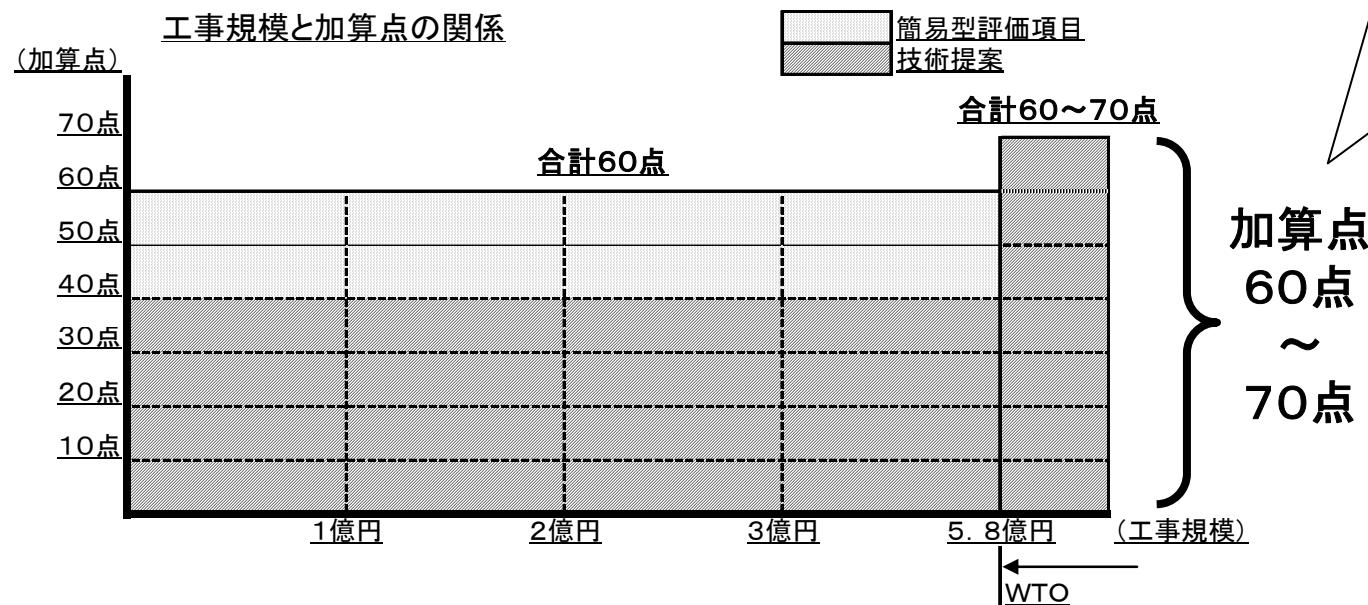
※5 : 特定自主検査記録等の検査記録又は機械売買契約書で確認。

四国地方整備局のH24年度総合評価方式の実施方針改定概要

～より質の高い公共調達を目指して 良い仕事をした者が報われる仕組みづくり～ (H24.10.1より適用)

- ◆技術提案評価型(S型・2テーマ)は、「政府調達に関する協定」適用外工事は、加算点合計を60点に設定技術提案の評価で40点、技術者、企業評価で20点
- ◆技術提案評価型(S型)で、「政府調達に関する協定」適用工事は、技術提案の評価のみとし、加算点合計は60～70点までの範囲で適宜設定。

【技術提案評価型(S型・2テーマ)】



加算点は60点

技術提案は2テーマ設定。
提案数はテーマ毎に最大5提案を標準とする。
WTO案件は工事の難易度、現地状況等を考慮し、
技術提案は2~3テーマに設定。
加算点を60点から70点までの範囲で適宜設定。

※H24.4.1よりWTO対象工事の適用金額が5.8億円に変更。

総合評価方式における加算点、施工体制評価点の判定結果表

【技術提案評価型(S型) 非WTO、技術提案2テーマ】 ■網掛け部分は H24.10～改定

H24.10～

(ヒアリングは、配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する。) ※本様式はH24年度10月期の予定

技術提案		総合評価 段階選抜(競争参加者を5～10者程度に絞り込む必要がある場合に適用。)															施工体制評価点		加算点 + 施工体制評価点 (D+E)		
		技術者評価			企業評価														加算点 + 施工体制評価点 (D+E)		
VEに値する提案		配置予定技術者評価			施工実績等評価		基本企業評価			その他企業評価						評価点合計 ① + ② = ③	評価点合計 ① + ② = ③	施工体制評価点の獲得割合を乗じた最終加算点 (少数位1桁(2位四捨五入)) C*E/30	品質確保の実効性	施工体制評価点合計 (D+E)	加算点 + 施工体制評価点 (D+E)
提案 ①	提案 ②	(A) 加算点	C P D	経験 同種・類似工事の施工	工事成績	優良技術者表彰	小計 ①	実績 同種・類似工事の施工	工事成績	工事に係る表彰	近隣地域での施工実績	災害支援に係る表彰等	行為等及び対不誠実な評価	災害時等の対応	地理的条件評価	情報化施工技術活用	登録基幹技能者活用				
20 ()	20 ()		5 ()	10 ()	30 ()	5 ()		10 ()	30 ()	5 ()	10 ()	10 ()	-30 ()	65 ()	5 ()	5 ()	5 ()	5 ()	40 ()	105 ()	155 ()

※下段()書きは、ヒアリング実施後、監理者能力・理解度の係数を乗じた点数。

※その他企業評価の評価項目は工種等により適切に設定する。

ヒアリング			
配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に適用。			
監理能力	x 1.0	x 0.5	x 0.0
	十分な監理能力が確認できる。	一定の監理能力が確認できる。	左記以外。
配置予定技術者の同種工事実績評価点に乘じる。			
技術提案に対する理解度	x 1.0	x 0.5	x 0.0
	提案を十分に理解している。	提案を理解している。	左記以外。
技術提案の加算点に乘じる。			

同種・類似工事の施工実績		
平成9年度以降の同種工事の施工実績		10点
より同種性の高い工事(※1)の実績		10点

- ※1 : 実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事
- ※2 : 実績要件と同様の同種性が認められる工事

その他企業評価	
災害時の復旧支援体制(※4)	
四国建設業BCP等審査会の認定証有り 又は災害用手持ち重機(※3)有り(※5)	5点
上記以外	0点

- ※3 : 対象重機はブルドーザー、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーン。
- ※4 : 対象工事は維持修繕工事。
- ※5 : 特定自主検査記録等の検査記録又は機械売買契約書で確認。

総合評価方式における加算点、施工体制評価点の判定結果表

【技術提案評価型(S型) WTO、技術提案2テーマ】 ■網掛け部分は H24.10～改定

H24.10～

(ヒアリングは、配置予定技術者の技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する。)

※本様式はH24年度10月期の予定

総合評価		段階選抜(競争参加者を5～10者程度に絞り込む必要がある場合に適用)						総合評価													
技術提案		技術者評価・企業評価 判定結果						評価点合計 ①+②+③	小計 ②	(B) 施工体制評価点の獲得割合を乗じた最終加算点(少数位1桁(2位四捨五)) A*C/30	C 施工体制評価点合計	施工体制評価点			加算点 + 施工体制評価点 (B+C)						
VEに値する提案		技術者評価			企業評価		施工実績等評価														
提案	提案	工同種 経験・ 類似工事 の施	工同種 経験・ 類似工事 の施	工同種 経験・ 類似工事 の施	小計 ①	小計 ②	工同種 績・ 類似工事 の施														
II	I	I	II	III																	
30 ()	30 ()	5	5	5	15	15	15	30 ()		15	15	30									

ヒアリング			
配置予定技術者の技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に適用。			
技術提案に対する理解度	×1.0 提案を十分に理解している。	×0.5 提案を理解している。	×0.0 左記以外。
技術提案の加算点に乘じる。			

※下段()書きは、ヒアリング実施後、技術提案に対する理解度

配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験	
平成9年度以降の同種工事の施工実績	
より同種性の高い工事(※1)において、監理(主任)技術者等として従事	5点
より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事(※2)において、監理(主任)技術者等として従事	3点
同種性が認められる工事、担当技術者として従事	1点
上記以外	0点

企業の同種・類似工事の施工実績	
平成9年度以降の同種工事の施工実績	
より同種性の高い工事(※1)の実績	15点
同種性が認められる工事(※2)の実績	0点

※1： 実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について異なる同種性が認められる工事

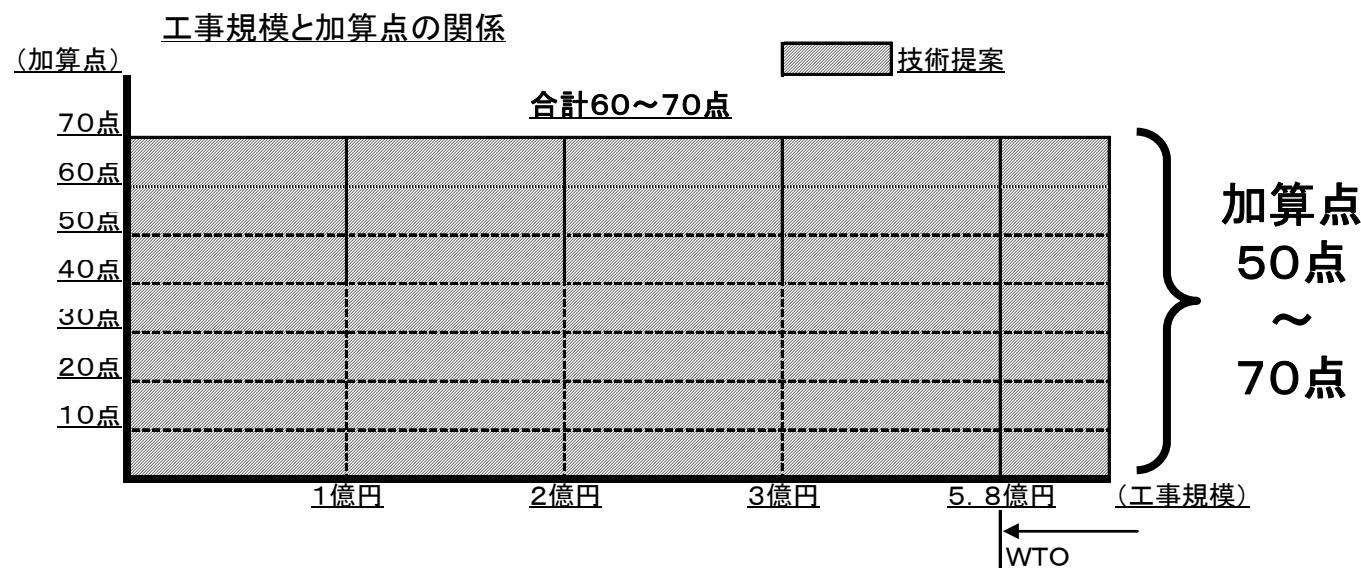
※2： 実績要件と同様の同種性が認められる工事

四国地方整備局のH24年度総合評価方式の実施方針改定概要

～より質の高い公共調達を目指して 良い仕事をした者が報われる仕組みづくり～ (H24.10.1より適用)

- ◆技術提案評価型(A型)で「政府調達に関する協定」適用外工事・適用工事とともに、技術提案の評価のみとし、加算点合計は50～70点までの範囲で適宜設定。

【技術提案評価型(A型)】



加算点は50～70点
技術提案は1テーマ設定。
提案内容は構造上の工夫
や特殊な施工方法等を含
む高度な技術提案を求
める。
加算点を50点から70点ま
での範囲で適宜設定。

※H24.4.1よりWTO対象工事
の適用金額が5.8億円に変更。

総合評価方式における加算点、施工体制評価点の判定結果表

【技術提案評価型(A型) 非WTO】

■網掛け部分は H24.10~改定

H24.10~

(ヒアリングは、必須、技術提案に対する発注者の理解度の向上のために実施する。)

※本様式はH24年度10月期の予定

総合評価		段階選抜(競争参加者を3~5者程度に絞り込む。)																		総合評価					
技術提案	VEに値する提案	技術者評価・企業評価 判定結果																		C	施工体制評価点				
簡単な技術提案①		技術者評価		企業評価																					
配置予定技術者評価	施工実績等評価		基本企業評価				その他企業評価				災害時等の対応		地理的条件評価		情報化施工技術活用	登録基幹技能者活用	評価点小計		B	施工体制評価点の獲得割合を乗じた最終加算点(少数位1桁(2位四捨五))					
VEに値する提案	施工実績等評価		実績種類	同種工事の施工	工事成績	工事に係る表彰	近隣地域での施工実績	災害支援に係る表彰等	行為等に対する不誠実な評価	災害時の事業継続力の評価	災害時の復旧支援体制	地域内での拠点	鋼橋等製作工場の体制	A S施工体	施工・海上作業船	情報化施工技術の活用	登録基幹技能者の活用	小計	③	①+④=⑤	加算点合計(A)	D	施工体制確保の確実性	施工体制評価点合計(C+D)	
技術提案①	C P D	経験同種・類似工事の施工	同種工事の施工	工事成績	工事に係る表彰	施工実績	近隣地域での施工実績	災害支援に係る表彰等	行為等に対する不誠実な評価	災害時の事業継続力の評価	災害時の復旧支援体制	地域内での拠点	鋼橋等製作工場の体制	A S施工体	施工・海上作業船	情報化施工技術の活用	登録基幹技能者の活用	小計	③	②+③=④	加算点合計(A)	施工体制確保の確実性	施工体制評価点合計(C+D)		
50	20	5	10	30	5	50	10	30	5	10	10	-30	65	5	5	5	5	40	105	155	175	50	15	15	30

※その他企業評価の評価項目は工種等により適切に設定する。

ヒアリング	
必須	
対象者	視点
技術提案の内容を十分理解し、説明できる者	技術提案に対する発注者の理解度の向上
ヒアリング自体の評価は行わない	

同種・類似工事の施工実績	
平成9年度以降の同種工事の施工実績	
より同種性の高い工事(※1)の実績	10点
同種性が認められる工事(※2)の実績	0点

- ※1 : 実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事
- ※2 : 実績要件と同様の同種性が認められる工事

その他企業評価	
災害時の復旧支援体制(※4)	
四国建設業BCP等審査会の認定証有り又は災害用手持ち重機(※3)有り(※5)	5点
上記以外	0点

- ※3 : 対象重機はブルドーザー、バックホウ、クローラローダ、ハイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーン。
- ※4 : 対象工事は維持修繕工事。
- ※5 : 特定自主検査記録等の検査記録又は機械売買契約書で確認。

総合評価方式における加算点、施工体制評価点の判定結果表

H24.10~

【技術提案評価型(A型) WTO】

■網掛け部分は H24.10~改定

(ヒアリングは、必須、技術提案に対する発注者の理解度の向上のために実施する。)

※本様式はH24年度10月期の予定

総合評価	段階選抜(競争参加者を3~5者程度に絞り込む)								総合評価					
	技術提案		技術者評価・企業評価 判定結果				企業評価		施工体制評価点		施工体制評価点			
VEに値する 提案	技術者評価		企業評価		基本企業評価		評価点小計 ② + ③ = ④	評価点合計 ① + ④	B 加算点合計 (A)	C 施工体制評価点の獲得割合 を乗じた最終加算点 (少数位1桁 (2位四捨五入)) B*D/30	D 施工体制評価点合計 (C+D)	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	施工体制評価点合計 (C+D)
	配置予定技術者評価		施工実績等評価		小計 ②	小計 ③								
技術提案 ① A	簡易な技術提案 工同種 経験・類似工事の施 I	工同種 経験・類似工事の施 II	工同種 経験・類似工事の施 III	小計 ②	小計 ③	小計 ④								
50	30	5	5	5	15	15	15	30	60	50	15	15	30	

ヒアリング	
必須	
対象者	視点
技術提案の内容 を十分理解し、説明できる者	技術提案に対する発注者の理解度の向上
ヒアリング自体の評価は行わない	

配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験	
平成9年度以降の同種工事の施工実績	
より同種性の高い工事(※1)において、監理(主任)技術者等として従事	5点
より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事(※2)において、監理(主任)技術者等として従事	3点
同種性が認められる工事、担当技術者として従事	1点
上記以外	0点

企業の同種・類似工事の施工実績	
平成9年度以降の同種工事の施工実績	
より同種性の高い工事(※1)の実績	15点
同種性が認められる工事(※2)の実績	0点

※1 : 実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事

※2 : 実績要件と同様の同種性が認められる工事

総合評価方式の加算点の評価要素(技術者の評価)

技術者の評価

アンダーライン部 はH24.10～改定

H24.10～

競争参加者から配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行うものとする。(満点50点(評価点)として評価する。)

○技術者評価

評価の視点	評価項目	評価点	備考
技術者評価 配置予定技術者の能力	CPD(継続教育) 旧公団での実績評価の配点を引き上げ	5	(社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)土木学会、(社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会のユニット数が5年間で50ユニット以上を評価
	同種・類似の施工経験	10	発注機関、同種工事の同種性を評価 一定の資格及び同種工事の従事期間を有する担当技術者を評価
	工事成績	30	平成16年度以降の直轄及び四国四県の工事経験の工事成績を評価
	優良工事技術者表彰 担当技術者の配点を引き上げ	5	平成21年度以降の工事表彰を評価 一般土木B、As舗装(A等級)、鋼橋上部(A等級)、PC、機械設備等の工種は全国での表彰を対象。 ※全国表彰を対象とする場合は四国の表彰を優位に評価
	合計	50	

施工量を同種性に変更

※ CPD(Continuing Professional Development:継続教育)

総合評価方式の加算点の評価要素(技術者の評価)

技術者の同種工事の施工経験

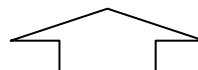
アンダーライン部 はH24.10～改定

H24.10～

評価基準について、旧公団等と他省庁・都道府県・政令指定都市とを段階分けする

平成24年度10月以降(変更後)

平成9年度以降の主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験		直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村
主任(監理)技術者等	より同種性(※1)の高い工事	10	7	5	3
	同種性(※1)の認められる工事	7	5	3	-
担当技術者	より同種性(※1)の高い工事	5	4	3	1
	同種性(※1)の認められる工事	4	3	1	-



※1:実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事とする。

平成24年度10月以前(変更前)

平成9年度以降の主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験		直轄	旧公団等・他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村
主任(監理)技術者等	施工量以上	10	7	3
	施工量未満	7	5	-
担当技術者	施工量以上	5	3	1
	施工量未満	3	1	-

総合評価方式の加算点の評価要素(技術者の評価)

技術者の同種工事の工事成績

アンダーライン部 はH24.10～改定

H24.10～

配置予定技術者の工事成績評価にも、近年の工事成績評定の獲得状況を踏まえ段階を見直す

平成24年度10月以降(変更後)		過去2年間の工事平均成績 75.5点より		工事成績評価で76点から直近の評価値より		工事成績評価で加点する最低点より	
平成16年度以降の主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の工事成績評点通知による評定点		直轄発注工事				四国四県発注工事	
		80点以上	80点未満 76点以上	76点未満 74点以上	74点未満 70点以上	76点以上	
主任(監理)技術者等	より同種性(※1)の高い工事	30	22	15	7	10	
	同種性(※1)の認められる工事	22	15	7	-	5	
担当技術者	より同種性(※1)の高い工事	18	15	5	-	-	
	同種性(※1)の認められる工事	10	5	-	-	-	

平成24年度10月以前(変更前)

若手技術者育成の観点より、担当技術者の配点を引き上げる

※1: 実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事とする。

平成16年度以降の主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の工事成績評点通知による評定点		直轄発注工事				四国四県発注工事	
		80点以上	80点未満 75点以上	75点未満 70点以上	70点未満 65点以上	75点以上	
主任(監理)技術者等	施工量以上	30	22	15	7	10	
	施工量未満	22	15	7	-	5	
担当技術者	施工量以上	10	7	-	-	-	
	施工量未満	7	-	-	-	-	

総合評価方式の加算点の評価要素(企業の評価)

企業の評価

アンダーライン部 はH24.10～改定

H24.10～

競争参加者から企業の同種・類似工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種・類似工事の施工実績等の評価を行うものとする。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成るものとする。(「基本企業評価」の合計評価点がマイナスであっても競争参加を認める。ただし、評価点合計がマイナスの場合は加算点を「0点」とする。)

○基本企業評価

評価の視点		評価項目	評価点	備考
企業評価 基本企業評価	企業の施工実績	同種の施工実績	10	平成9年度以降の同種工事の実績を同種性で評価
		工事成績	30	過去2年度間平均の工事成績を評価 (ただし、一般土木工事B等級(B・C混合の工事は除く)、鋼橋上部工事A等級、As舗装工事A等級及びPC橋梁工事に関しては、過去4年間平均の工事成績を評価に延長する。)
		工事に係る表彰	5	平成23年度以降の工事表彰を評価
		小計	45	
	地域精通度・災害支援・社会性	地理的条件(近隣実績)	10	
		災害支援に係る表彰等	10	平成22年度以降の災害支援に係る表彰及び災害等に係る出動実績を評価。
		事故及び不誠実な行為等	-30～0	累計する。
		小計	-30～20	
		合計	-30～65	

合計

-30～65

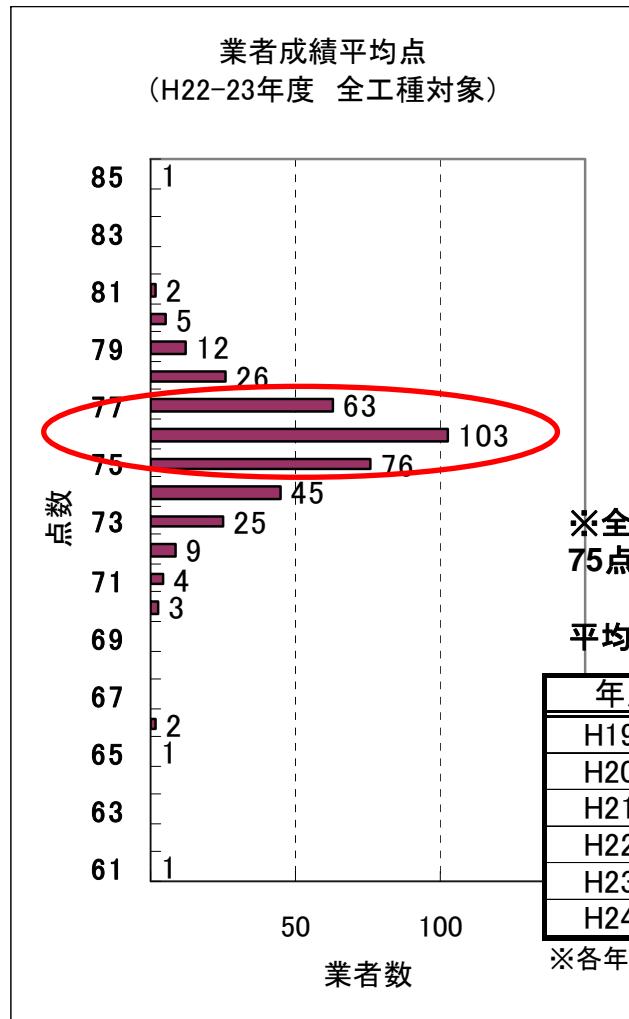
As舗装工事A等級及びPC橋梁工事について評価期間を過去2年度間から過去4年度間に拡大

総合評価方式の加算点の評価要素(企業の評価)

企業の工事成績

アンダーライン部はH24.10~改定

H24.10~



評価項目	評価基準	配点
四国地方整備局発注工事における過去2年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点	80点以上	30
※一般土木B等級・鋼橋上部A等級・PC・As舗装A等級は過去4年度間の平均とする	76点以上80点未満 78点以上80点未満	25点
	74点以上76点未満 76点以上78点未満	20点
	72点以上74点未満 74点以上76点未満	15点
	72点以上74点未満	10点
	70点以上72点未満	5点
	上記以外	0点

PC橋梁・As舗装A等級について評価期間を過去4年度間に拡大

近年の工事成績評定の獲得状況を踏まえ評価基準の区分を見直し

総合評価方式の加算点の評価要素(企業の評価)

H24.10~

○その他の企業評価

アンダーライン部 はH24.10~改定

評価の視点		評価項目	評価点	備考
企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力の評価	5	四国建設業BCP等審査会発行の認定書がある場合に評価。平成24年度は一般土木C等級工事に適用
		災害時の復旧支援体制の評価	5	四国建設業BCP等審査会発行の認定書又は災害用手持ち重機の有無を評価。維持修繕工事に適用
	地理的条件評価	地理的条件(営業拠点)	5	
		地理的条件(島内製作工場の有無)	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用
		As舗装、海上作業船団施工体制	10	As舗装、海上作業船団工事に適用
	情報化施工技術評価	情報化施工技術の活用	5	マシンコントロール技術(モータグレーダ)及びTSによる出来形管理技術による情報化施工を活用する工事に適用
	登録基幹技能者評価	登録基幹技能者の活用	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用
	合計		0~20	組み合わせとして20点が最大
	総合計=技術者評価+基本企業評価+その他企業評価		-30~135	「-30~135」 獲得評価合計点に応じ設定加算点に換算

評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、あらかじめ定められた**評価基準**に基づき、**評価項目**毎に評価点を与える。(詳細は各工事毎の入札説明書等に記載)

総合評価方式の施工体制評価点の評価要素

H24.10～

施工体制の評価

施工体制確認型は、**原則全ての工事に**適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。(満点30点)

評価の視点	評価項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
施工体制確保の確実性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
合計	◎は必須項目	30	

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点(技術提案、企業評価、技術者評価)を減ずるものとする。

施工体制評価後の加算点(最終)=開札時の加算点(仮) × (施工体制評価点 ÷ 30点)

施工能力評価型(Ⅰ型)の施工計画イメージ

H24.10~

※評価(点数化)せず可・不可

で判断する。

不可の場合は欠格とする。

具体的な項目設定をすることで当該工事に即した的確な施工計画が期待される

施工計画は指定された3項目の一般的な配慮事項について記載する。提出枚数はA4版1枚とする。

施工計画書

工事名：平成 年度 工事
会社名：(株) 建設

項目	具体的な施工計画
<u>本工事の夜間施工時における、第三者の歩行者に対する一般的な配慮事項について</u>	①..... ②..... ③.....
...	評価基準
...	<ul style="list-style-type: none">提出された施工計画について、項目毎に「_」、「×」で判断する。共通仕様書、基本法令等に違反している項目があれば「×」とする。3項目中「×」が2項目以上で不可とし、欠格とする。

技術提案評価型における技術提案の提案イメージ H24.10~

- ・求める理由、着目点を明確にすることにより、当該現場に即した適確な技術提案を求める。
- ・当該現場の課題の捉え方も含め、具体的提案内容とともに総合的に評価する。
- ・技術提案の評価は、当該現場の課題に対する具体的提案内容の効果性及び実績による実現性により行うものであり、過度なコストを要する提案にのみを優位に評価する考えではない。

具体的な技術提案																
「品質向上に関する技術提案」の適切性。 ただし、コンクリートの材料・配合及び管理基準の厳格化に係る技術提案は評価の対象としない。 なお、管理基準の厳格化とは、出来形管理、品質管理において、「管理頻度、管理箇所の増加」、「試験項目の追加」及び「規格値をより厳しく設定」すること等を示す。																
【技術提案を求める理由】 において、部のコンクリート充填、ひび割れ対策を考慮することは重要であることから「における品質向上に関する技術提案」を求めるものである。 技術提案は、以下の着目点3項目に関して記載すること。 なお、技術提案は、5提案とする。技術提案は、提案番号を記入し、記載すること。 また、技術提案毎に、該当する着目点を記載すること。 技術提案として5提案であり、以下の項目毎に5提案ではない。																
【着目点】 ・(部位など)のひび割れ対策について 注1) 着目点は、上記を記載するが、当該現場の課題、具体的な提案内容等について は、着目点全体について記載するのではなく、個別な項目について記載すること。 注2) 各着目点について、最低1提案は記載すること。																
【記入の参考例】 表形式は参考例であり、表形式にこだわるものではない。																
<table border="1"><thead><tr><th>提案1:</th><th>着目点:</th></tr></thead><tbody><tr><td>当該現場の課題</td><td></td></tr><tr><td>具体的提案内容</td><td></td></tr><tr><td>実施効果</td><td></td></tr><tr><th>概算工事費(総額) (百万円)</th><th>標準施工</th><th>技術提案施工</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			提案1:	着目点:	当該現場の課題		具体的提案内容		実施効果		概算工事費(総額) (百万円)	標準施工	技術提案施工			
提案1:	着目点:															
当該現場の課題																
具体的提案内容																
実施効果																
概算工事費(総額) (百万円)	標準施工	技術提案施工														
注1) 1提案毎に、着目点は1つとする。 注2) 1提案毎に、当該現場の課題は1項目とし、具体的に記載すること。課題の設定にあたっては、現場状況を的確に反映しているかどうかも評価の対象とし、現場状況と適合しない場合は、その提案について評価しない場合がある。 なお、当該現場の課題については、極端に幅広く設定する等、一般的事項にならないように留意すること。 注3) 1提案毎に、提案内容、実施効果を具体的に記載すること。 注4) 1提案毎に標準施工の場合と提案施工の場合の概算工事費を記載すること。なお、概算工事費については、あくまで参考であり評価の対象ではない。 提案に関する産業財産権等の排他的権利に係わる事項があれば記載すること。																

過度な提案の抑止、評価判断の困難性の観点で評価対象範囲の明確化

技術提案を求めた理由及び施工プロセス等での着目点を記載

当該現場の課題を重視し、具体的提案内容とともに1提案をパッケージとして総合的に評価する。
技術提案に関するコストの分析を目的し、標準施工と技術提案施工の概算工事費の記載を求める。(評価の対象とはしない。)

着目点毎に当該現場の課題を絞って記載し、技術提案の項目数ではなく内容を重視する方式への転換の明確化。